

## 匝瑳市有害獣防護柵設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、有害獣による農作物被害を防止するため、防護柵を設置する事業を行う者に対し、予算の範囲内において有害獣防護柵設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、匝瑳市補助金等交付規則（平成18年匝瑳市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害獣 イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、キョンその他の哺乳類に属する野生動物であって農作物に被害を及ぼすものをいう。
- (2) 防護柵 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第74条の電気柵をいう。
- (3) 農業者 経営耕地面積が10アール以上の農業を営む者又は農業生産物の総販売額が15万円以上の規模の農業を営む個人、団体又は法人である者をいう。
- (4) 受益農地 防護柵を設置することにより、有害獣の被害から守られる一団の農地をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として市長が定める者を除く。

- (1) 匝瑳市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する農業者
- (2) 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に滞納がない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、交付対象者が行う有害獣の侵入を防止するために防護柵を設置する事業とし、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 防護柵の設置箇所及び防護柵を設置する受益農地が市内にあること。
- (2) 受益農地の全部又は一部を交付対象者が所有し、又は借用し、かつ、当該農地が耕作されていること。
- (3) 防護柵を設置する受益農地の面積が10アール以上あること。
- (4) 防護柵の設置延長が100メートル以上の計画であること。
- (5) 過去にこの告示の規定により補助を受けて設置した防護柵の補修等を目的としたものではないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、防護柵の設置に係る資材費の額に2分の1を乗じて得た額又は4万円のいずれか低い額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとする者(以下「交付申請者」という。)は、有害獣防護柵設置事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防護柵設置の位置図
- (2) 防護柵の設置に係る資材費の見積書の写し
- (3) 防護柵の形状、規格等に関する資料
- (4) 交付申請者の前年の農業による販売収入額が分かる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、交付の可否を決定しなければならない。

2 規則第6条の規定により、市長は、前項に規定する決定の結果を有害獣防護柵設置事業補助金交付決定(却下)通知書(第2号様式)により交付申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が補助事業の内容を変更するときは、有害獣防護柵設置事業補助金変更承認申請書(第3号様式)によりあらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更と市長が認めるものについては、この限りではない。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合は、速やかに、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を有害獣防護柵設置事業補助金変更承認(不承認)決定通知書(第4号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、有害獣防護柵設置事業補助金実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 防護柵の設置に係る資材等の明細が確認できる納品書及び領収書の写し
- (2) 防護柵設置箇所の位置図
- (3) 設置した防護柵の写真

(補助金の額の確定)

第10条 規則第13条の規定により、市長は、前項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、有害獣防護柵設置事業補助金交付確定通知書(第6号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 規則第15条の規定により、交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、有害獣防護柵設置事業補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの告示の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、有害獣防護柵設置事業補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、有害獣防護柵設置事業補助金返還請求書（第9号様式）により期限を定めて、当該補助金の全部又は一部を返還するよう請求することができる。

(報告及び調査)

第14条 市長は、交付決定者に対し、この告示に関する必要な事項について報告を求め、調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31限り失効する。

(失効に伴う経過措置)

3 この告示の失効の際現に前項の規定による失効前の匝瑳市有害獣防護柵設置事業補助金交付要綱（以下「失効前の告示」という。）第7条第1項の規定により市長が補助金の交付の決定をした者に係る失効前の告示第12条及び第13条の規定については、前項の規定による失効後も、なお効力を有する。